

河川法に基づく発電用水利使用 の手続き及び留意事項について

令和8年2月3日

長野県 河川課 管理調整係

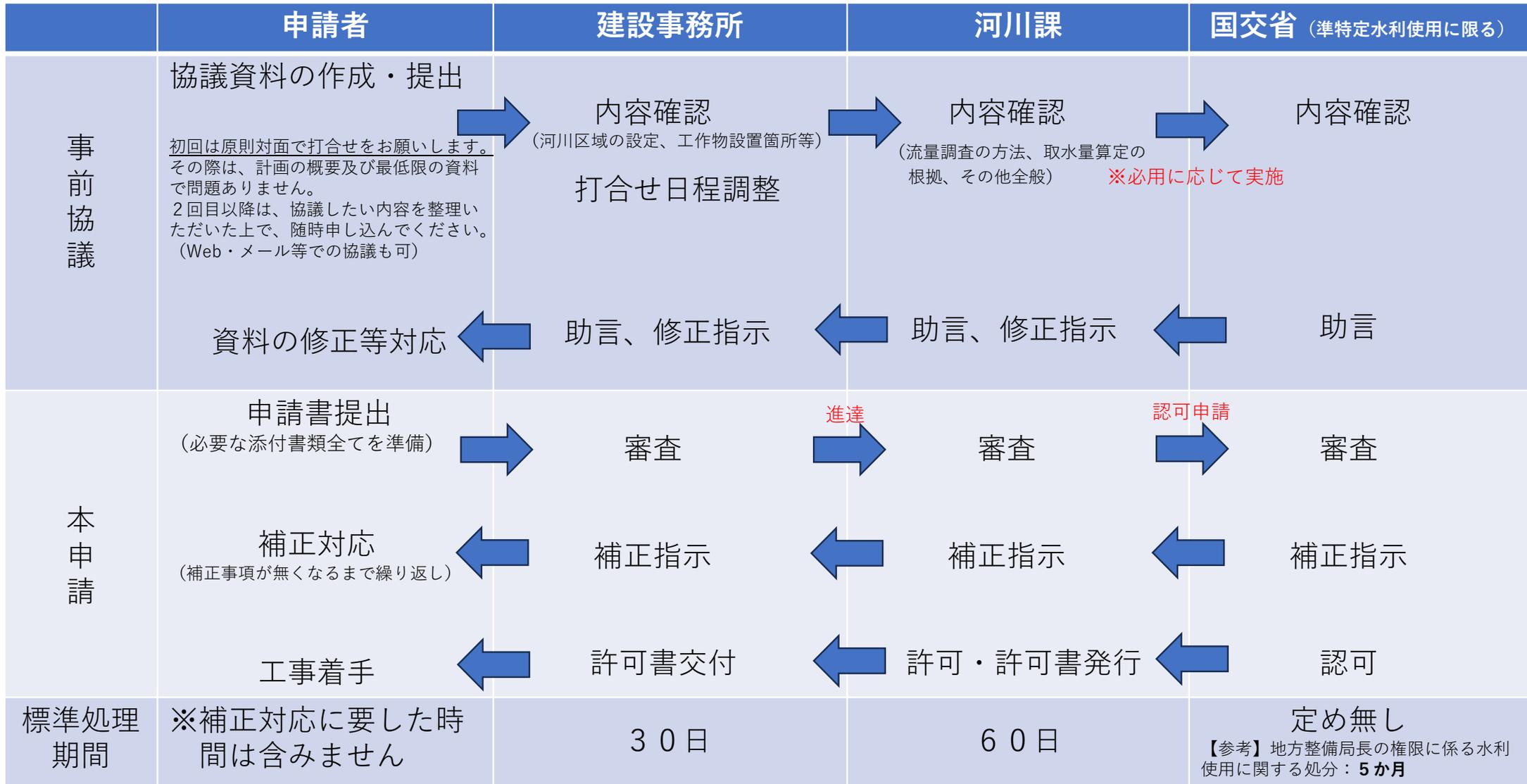
発電用水利使用(水利権)の処分権者(申請窓口)

長野県が処分権者となる小水力発電用の水利使用は赤枠の範囲です。

通常の水力発電			従属発電		
河川		許可権者	河川	登録権者	
一級河川	直轄 区間	国土交通大臣	直轄 区間	国土交通大臣	
		1,000kW以上 (特定水利使用)		※従属発電の規模に関係なく、発電に利用する 流水(①~③)によって登録権者が決定	
	指定 区間	1,000kW未満 200kW以上 (準特定水利使用) <small>※準特定水利使用は許可にあたり国の認可が必要</small>	都道府県知事 又は 政令市長	①既許可水利権 のために貯留又は 取水した流水	従属元水利使用の許可権者 (都道府県知事等が許可した水 利使用(特定水利使用以外の水 利使用)に係る流水を利用するも のは知事等が登録権者。)
		200kW未満 (その他)	都道府県知事 又は 政令市長	②ダム・堰から 放流される正常 流量、洪水調節 のための流水	都道府県知事 又は 政令市長
	200kW未満 (その他)	都道府県知事 又は 政令市長	③慣行水利権の 流水	都道府県知事 又は 政令市長	
二級河川	都道府県知事又は政令市長		二級河川	都道府県知事又は政令市長	

※準用河川及び普通河川の許可権者は市町村となります。

許認可事務の流れ(長野県知事許可)



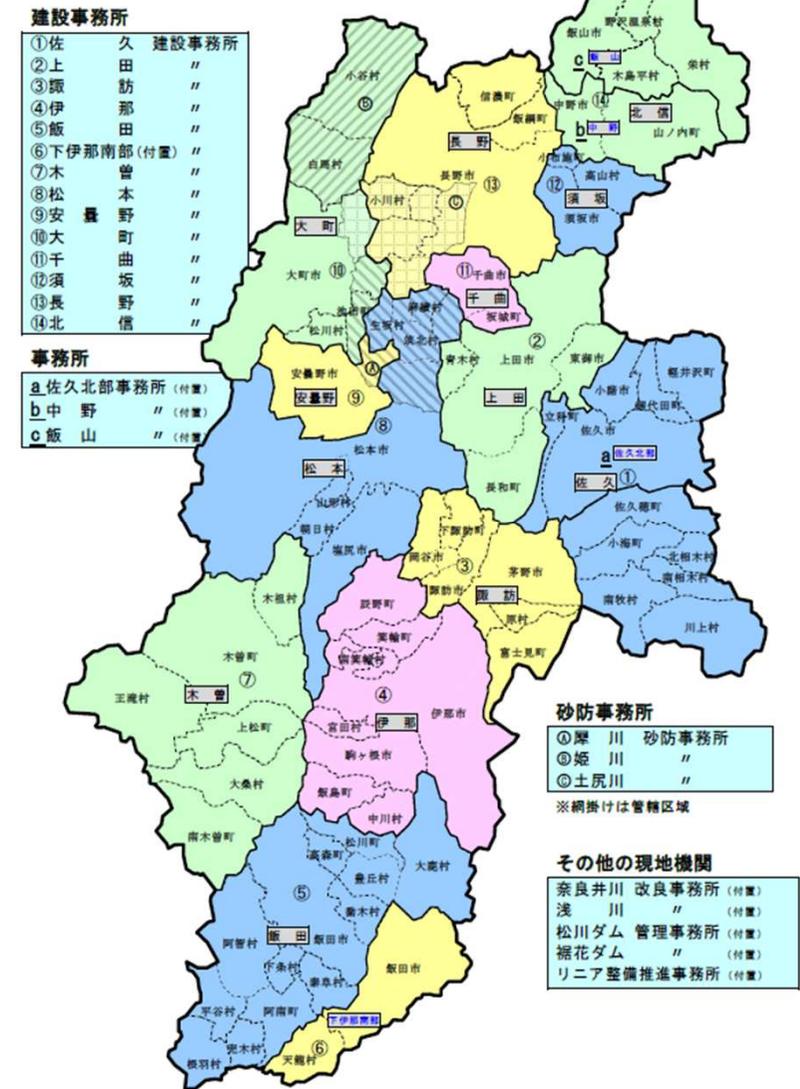
県の申請・相談窓口等

内容	窓口等	備考
水位計の設置（流量観測）	建設事務所維持管理課管理係	建設事務所長許可
事前相談（全般）	河川課管理調整係	建設事務所担当者も同席
うち、河川区域の考え方	建設事務所維持管理課管理係	
許可（登録の申請）	河川課（建設事務所経由）	知事許可

窓口	電話番号	メールアドレス
河川課管理調整係	026-235-7308	kasen-kanri@pref.nagano.lg.jp
建設事務所（維持管理課）		
佐久建設事務所	0267-63-3172	sakuken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
佐久建設事務所は、令和8年3月2日（月）に予定している事務所統合後の連絡先です		
上田	0268-25-7164	ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
諏訪	0266-57-2935	suwaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
伊那	0265-76-6847	inaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
飯田	0265-53-0450	iidaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
木曾	0264-25-2241	kisoken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
松本	0263-40-1963	matsuken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
安曇野	0263-72-8398	azumiken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
大町	0261-23-6533	omachiken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
千曲	026-273-5940	chikuken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
須坂	026-245-1671	suzakaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
長野	026-234-9539	choken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
北信（中野事務所）	0269-22-3138	hokuken-nakano@pref.nagano.lg.jp
北信（飯山事務所）	0269-62-4111	hokuken-iiyama@pref.nagano.lg.jp

北信（中野、飯山事務所）は、令和8年3月9日（月）に統合を予定していますが、変更後の連絡先が未決定のため、別途ご確認ください

5 建設部現地機関管内図（令和3年4月1日現在）



申請時の留意事項①

申請にあたっては、地元の関係者の合意形成や関係法令等の手続きが必要となります。

項目	内容
関係河川使用者の同意 (河川法施行規則(以下、規則)第11条第2項第二号(ロ))	新たな取水により影響を受ける減水区間などの既存の水利権や、他の水利権(かんがい用水等)に従属して発電を行う場合など、関係河川使用者の同意書の提出が必要です。
漁協の同意 (規則第11条第2項第二号(ロ)及び(二))	河川に漁業権が設定されている場合、漁協の同意書の提出が必要です。 ※法律上は、同意をしない者があるときは、同意に至らない事情等を記載した書面の添付による申請も認められていますが、本県では、申請前に同意を得ることを必須としています。 (全国でも、同意なしの手続きで許可した事例は把握していません)
市町村長の同意 (規則第11条第2項第七号)	減水区間や発電所の所在する市町村の同意(意見)書の提出が必要です。 ※発電所の設置や河川からの取水が地域に与える影響が大きいことなどから、規則第11条第2項第七号に規定するその他参考となるべき事項を記載した図書として提出を求めています。(長野県独自の取扱い)
地権者、施設等の管理者の同意 (規則第11条第2項第四号)	河川管理者以外が権原を有する土地(民有地、国土交通省以外の国や市町村等が所有する土地等)や工作物(既存のえん堤や水路など)を使用する場合は、地権者の同意書又は同意を得る見込みが十分であることを示す書面の提出が必要です。
関係行政庁の許可等 (規則第11条第2項第五号)	他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とする場合、許可書等の写し又は許可等見込みを示す書面の提出が必要です。

申請時の留意事項②

長野県では、計画地点の流量調査、正常流量の設定について、以下のマニュアルの記載内容を基準に審査しています。

マニュアル名	主な内容
水力計画地点流量算定マニュアル (H3 資源エネルギー庁) 中小水力発電流量資料整備の手引き (案) (H27 資源エネルギー庁)	<ul style="list-style-type: none">・計画地点で10ヶ年の実測データが無い場合における、データの補完方法・データを補完する際の、計画地点での流量測定方法、測定回数・相関があることの判定の目安（相関関数0.9以上）等 (マニュアルの基準を満たさない場合は、個別に協議) (※左記マニュアルは河川課から電子データの提供が可能です)
正常流量検討の手引き (案) (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none">・動植物、漁業、景観等の河川条件ごとの必要流量の設定・正常流量を設定する代表地点の選定の考え方 等

申請にあたり、以下のマニュアルも参考としてください。(その他、ご不明な点は、P4記載の窓口までお問い合わせください)

マニュアル名	概要、掲載URL
水力発電水利審査マニュアル (案) (国土交通省)	水力発電の水利使用許可申請のポイントを紹介 https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf
小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック (国土交通省)	従属発電を行う際に必要な手続きや申請書の作成方法等を紹介 https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/touroku_guide1.pdf
小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック (案) (国土交通省)	河川区域内に発電施設を設置する上で遵守すべき事項等を紹介 https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/pdf/130305_shousuiryoku_guide.pdf
NEW 小水力発電水利権申請ガイドブック (長野県企業局 (河川課監修))	長野県の審査に必要な書類、記載内容、留意事項等を紹介 https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/documents/202602suirikenshinseimanual.html